

男鹿市告示第132号

男鹿市会計管理者の権限に属する事務の一部を出納員等へ委任させた告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年11月5日

男鹿市長 菅原 広二

男鹿市会計管理者の権限に属する事務の一部を出納員等へ委任させた告示の一部を改正する告示
男鹿市会計管理者の権限に属する事務の一部を出納員等へ委任させた告示（令和2年男鹿市告示第19号）の
一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表					別表				
出納員を置く課等	会計管理者から委任される事務	出納員となる職員	分任出納員となる職員	現金取扱員となる職員	出納員を置く課等	会計管理者から委任される事務	出納員となる職員	分任出納員となる職員	現金取扱員となる職員
(略)									
企画政策課	1 市税及び税外諸収入の収納事務 2 移住体験住宅使用料の収納事務 3 結婚支援イ				企画政策課	1 市税及び税外諸収入の収納事務			

改正後					改正前					
	<u>ベント参加料 の収納事務</u>									
(略)					(略)					
総務課	1 地縁団体の認可に関する証明手数料の収納事務 2 情報公開及び個人情報保護に係るコピー料金の収納事務 3 審査請求に関する提出書類等の交付手数料の収納事務 4 弁償金の収納事務 5 <u>一般寄附金の収納事務</u>	総務課長	総務課に属する職員(会計年度任用職員を除く)	総務課に属する会計年度任用職員	総務課	1 地縁団体の認可に関する証明手数料の収納事務 2 情報公開及び個人情報保護に係るコピー料金の収納事務 3 審査請求に関する提出書類等の交付手数料の収納事務 <u>4 地域コミュニティセンタ一からの現金輸送業務</u> 5 弁償金の収納事務	総務課長	総務課に属する職員(会計年度任用職員を除く)	総務課に属する会計年度任用職員	総務課に属する会計年度任用職員
(略)					(略)					
教育総務課	1 公民館使用料の収納事務	教育総務課長	教育総務課に属す	教育総務課に属す	教育総務課	1 公民館使用料の収納事務	教育総務課長	教育総務課に属す	教育総務課に属す	

改正後					改正前				
	2 電話料金の 収納事務		る職員 (会計年 度任用職 員を除 く)	る会計年 度任用職 員		2 電話料金の 収納事務		る職員 (会計年 度任用職 員を除 く)	る会計年 度任用職 員
	3 <u>物品売払收 入の収納事務</u>								
(略)									

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。